

お客様各位

令和 2 年 12 月 28 日  
福島県商工信用組合

## 「後見制度支援預金」の取扱い開始について

平素は格別なるご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合は、令和 3 年 1 月 4 日（月）より「後見制度支援預金」の取扱いを開始致します。

「後見制度支援預金」は、後見制度（成年後見及び未成年後見）をご利用の方の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための口座です。「後見制度支援預金」の概要は、下記のとおりです。

### 記

1. 名称 後見制度支援預金
2. 取扱開始 令和 3 年 1 月 4 日（月）
3. 利用対象者 家庭裁判所にて後見開始（成年後見及び未成年後見）の審判及び、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方

#### 【対象の家庭裁判所】

福島家庭裁判所

4. 主な特徴
  - ・家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行います。
  - ・本預金は普通預金として取扱います。
  - ・毎日、店頭に表示する普通預金金利を適用します。
  - ・キャッシュカードはご利用いただけません。またインターネットバンキング等の各種付帯サービスもご利用いただけません。

以上

※詳しくは店頭窓口へお問い合わせください。